「かごしま経営革新推進企業」認定制度 のご案内

県では、中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画の承認を過去1回以上受けている中小企業者で、2回目以降の承認を受ける際に、売上高、経常利益又は雇用数等を計画以上に伸ばすなど、前回計画を達成している場合、「かごしま経営革新推進企業」として認定します。

認定要件

- ① 法に基づく経営革新計画の承認を過去1回以上受けている中小企業者
- ② 前回の経営革新計画の取り組みによって,売上高や経常利益等あらかじめ定められた項目についてすべて達成していること など

認定企業へのインセンティブ

- ① 県中小企業経営革新支援事業費補助金の拡充
 - 補助回数上限の増認定企業3回(認定企業以外2回)
 - 補助限度額認定企業300万円(認定企業以外200万円)
 - 補助率の嵩上げ認定企業2/3以内(認定企業以外1/2以内)
- ② 「かごしま経営革新推進企業」の呼称の使用

認定申請

2回目以降の経営革新計画申請の際,県中小企業支援課により 認定要件を確認し,認定要件を満たしている場合,かごしま経 営革新推進企業認定制度についてご説明いたします。

問い合わせ先

県商工労働水産部中小企業支援課 TEL:099-286-2951(直通)